



日勤労働千葉

国鉄千葉動力車労働組合

〒260 千葉市中央区要町2番8号(動力車会館)
電話 { (鉄電) 千葉 2935・2936 番
(公) 043 (222) 7207 番

94.8.17 No. 4047

8/5 貨物

時短・動乗勤 で要求も提出

動労総連合申第14号
1994年8月5日

労働時間短縮について

標題の件について、「動労総連合申第12号」および「同第13号」の経過に踏まえ次の通り申し入れるので、団体交渉で誠意をもって解決されたい。

記

1. 「日勤1種」と「日勤2種」の区別をなくし、労働時間を7時間29分に統一すること。
2. 隔日交代勤務の拘束時間は24時間以内とすること。
3. 年間休日を122日とし、そのうち、国民の祝日14日と年末年始休4日は有給の休日とすること。
4. 各職場に、時短実施に必要な要員および休日等、年休、教育、行事などに必要な要員を配置すること。

動労総連合申第15号
1994年8月5日

動力車乗務員勤務制度について

標題の件について、「動労総連合申第12号」および「同第13号」の経過に踏まえ次の通り申し入れるので、団体交渉で誠意をもって解決されたい。

記

1. 動力車乗務員の労働時間を1日当り6時間40分とし、その範囲内で交番作成すること。
2. 行き先地の時間(待ち合わせ時間)は労働時間とすること
3. 1勤務の労働時間については、日勤9時間、2暦日にわたる場合は14時間を限度とすること。
4. 1勤務が2暦日にわたる場合は、継続5時間以上の睡眠を確保すること。
5. 在宅教養時間について、次のようにすること。
 - ㉑ 1勤務終了後次勤務までの間、その労働時間以上の時間を確保する
 - ㉒ 公休日前日の勤務終了時刻は17時間以前とし、公休日翌日の勤務開始時刻は8時30分以降とする。
 - ㉓ 特休日は公休日と同じ扱いとする。
6. 1継続乗務時間および同和の限度について次のようにすること。
 - ㉑ 1継続乗務時間は、深夜帯の乗務時間を2時間以上含む場合は3時間30分、その他の場合は5時間を限度とする
 - ㉒ 1継続乗務和は、190和を限度とする。但し、1継続乗務速度が時速55km/h以上の場合には160和を限度とする。
 - ㉓ 2人乗務の場合は㉑、㉒の5割増とする。
7. 食事時間は60分以上確保すること。
8. 深夜時間帯を2時間以上含む勤務は連続して組まないこと。
9. 訓練は従来通りの扱いとすること。

貨物協議会は、八月三日第七回役員会を開催し、時短・動乗勤改善に対する解明を求めた申一二号・一三号の二回にわたる交渉の経過にふまえて、改善を求める要求の検討を行った。

日貨労、鉄産労 の「時短・動乗 勤」八月妥結を 許すな!

そして解明も含めた検討の上
にたつて、動労総連合申一四号
(時短関係)申一五号(動乗勤)
を作成し、八月五日貨物本社に
発出した。
要求の内容は、時短関係では、
日勤一種(非現業)と日勤二種
(現業)の区別を無くし、現行
日勤一種の労働時間七時間二九
分に統一することなど四項目。
動乗勤関係では、待ち合わせ時
間も労働時間とすること、動
力車乗務員の労働時間を六時間
四〇分とすることなど、九項目
になっている。

貨物本社は、日貨労・鉄産労
の八月裏切り妥結をもって、一
気に一二月ダイ改大合理化に
突き進もうとしている。
裏切り妥結を許さず、貨物再
編「中長期計画」の出発点と
なる一二月ダイ改合理化阻止へ
全力で立ち上がろう!



全力で 新小岩・佐倉へ

貨物動乗勤改善阻止、大合理化—基地統廃合攻撃粉碎!
「12・3ダイ改阻止」
8・30動労千葉総決起集会

- ★新小岩支部へ!
- 新小岩/津田沼/藤張/
京葉/総武/木更津/
館山/勝浦/いすみ
- ★佐倉支部へ!
- 佐倉/千葉転/銚子/
成田

●全力で! 11時30分集合!